

国の重点支援地方交付金活用事業 令和8年福島県中小企業等エネルギーコスト削減支援事業補助金 (エネルギーコスト削減補助金) 公募案内

県内中小企業者はエネルギー価格の高騰が続いていることで多大な影響を受け、厳しい経営環境に直面しています。**省エネルギー効果の高い設備・機械等への更新**を支援することで、エネルギー価格高騰に耐え得る足腰の強い中小企業等への変革を促進し、地域経済の持続的成長の実現を図ります。また、省エネによるCO2排出量の削減により、「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、CO2排出量の約75%を占める事業活動における環境負荷の低減に寄与していきます。

補助対象者	県内の中小企業等(中小企業、組合等)		
補助上限額	300万円(補助下限額20万円)	補助率	2/3以内
補助対象経費	①エネルギー消費量の10%以上減少が確認できる省エネ設備等の更新に必要な経費 ア 高効率照明(LED等)  ※蛍光灯等からLEDの更新 イ 空調設備  ※給湯室のエアコン等、直接的な事業活動に使用しない機器は対象になりません。 ウ 電気冷蔵庫、電気冷凍庫  ※給湯室の冷蔵庫等、直接的な事業活動に使用しない機器は対象になりません。 エ 機械設備等  ※工作機械、プレス機械、加工機械、厨房機器の生産設備等が対象。 オ 特殊車両等  ※作業場において作業をすることを目的とする機械、又は装置に該当するもの。 ※自動車、トラック等主に公道を走行する車両は対象になりません。 ②省エネ設備等の更新を行うために必要な外注費(工事費等) ③省エネ設備等の更新に伴い発生する既存設備の撤去費用		
補助要件	①更新機器・既存機器のエネルギー消費量を比較し、製品カタログ等の数値により10%以上減少していること。製品カタログ等の数値を示すことが困難な場合は、購入先、販売会社、メーカー等よりエネルギー消費量が10%以上減少する証明を受けること ②令和5年11月以降の連続する任意の3か月間の光熱費・燃料代の支払額が、令和3年11月から令和5年10月までの間のいずれかの同時期の3か月と比較し、上回っていること		
その他	価格転嫁の円滑化に向けて福島県及び県内経済団体等で推進する「パートナーシップ構築宣言」をできる限り行うこと(実績報告まで)		

補助金受給までの流れ			
応募申請	審査 交付決定	実績報告 精算払請求	補助金支払
【応募受付期間】 令和8年3月16日(月)13時 ～令和8年5月29日(金)17時 (1事業者1回まで) ※申請額が予算に達成した時点で申請を締め切ります。	事務局にて申請内容、提出書類等の審査、精査を行います。 審査で問題がない事業者を随時交付決定とし通知します。 ※不足資料の徴求や補助金の減額、「不交付」になる場合があります。	交付決定日以降事業を実施し、事業実施期間中に、実績報告をしてください。 【事業実施期間】 交付決定日 ～令和8年11月30日(月)	補助金額が確定した後、指定の口座に補助金をお支払いします。

お問い合わせ
合わせ



福島県エネルギーコスト削減補助金事務局 コールセンター

TEL:0120-853-775 (9時30分～17時30分 土日祝日除く)

補助金ホームページ URL:<https://fukushima-energycost.jp/>

(福島県中小企業団体中央会 経営支援課 TEL:024-536-1265)



この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金/重点支援地方交付金」を活用しています。



2050年カーボンニュートラルの実現に向け、福島県ではJ-クレジットによる取組を推進しています。

詳しくはこちらの福島県ホームページで！ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/ontai/f-jcredit-led.html>